

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成23年3月29日(火)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時50分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 石 坂 展 代
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 篠 田 好 造
委 員 山 本 雅 章
教 育 長 石 毛 成 昌

4. 出席職員 教育次長 西 崎 勝 則
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 阿 部 裕
生涯学習部長 須 藤 元 夫
管理部参事兼総務課長 二 通 健 司
学校教育部参事兼
総合教育センター所長 魚 地 道 雄
財務課長 泉 對 弘 志
施設課長 千々和 祐 司
学務課長 松 田 重 人
指導課長 加 藤 邦 泰
保健体育課長 水 野 平 吾
文化課長 武 藤 三 恵子
青少年課長 村 山 茂
生涯スポーツ課長 小 泉 秀 俊
社会教育課長補佐 石 田 久 隆

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第5号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第6号 船橋市法典公民館用地の位置の決定について

議案第7号 船橋市浜町公民館用地の位置の決定について

議案第8号 船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第9号 船橋市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第10号 船橋市茶華道センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第11号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第12号 船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第13号 船橋市学区審議会委員の委嘱について

議案第14号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理

報告第4号 職員の任免について

報告第5号 職員の任免について

報告第6号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 平成23年度 「全国学力・学習状況調査」の実施について
- (2) 「子どもたちの色・形・夢 2011」 平成22年度 船橋市小・中・特別支援学校造形作品展実施報告について
- (3) 平成22年度 夢を育む虹のコンサート実施報告について
- (4) 平成22年度 船橋市立小中学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況について
- (5) 平成22年度 船橋市学校給食展の報告について
- (6) 図書館サービス推進計画策定状況について
- (7) 坪井公民館の開館について
- (8) (仮称)大穴多目的運動広場用地及び既存建物の引継ぎについて
- (9) 東日本大震災の被害状況等について
- (10) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

【事務局】

事務局から報告がございます。

山本委員より、2時の開会に間に合わない旨連絡がございました。ご報告させていただきます。

【委員長】

山本委員が2時の開会に間に合わない旨の報告がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、代議員の半数以上出席しておりますので、本日の会議は成立といたします。また、山本委員には、到着後、会議に出席いただくものといたします。

もう1点ですけれども、このたびの大震災によりましてお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。広範囲にわたる大震災でしたので、生活基盤の復興には相当な時間がかかると思っておりますけれども、私たちはほとんど協力していかなくてはいけないと思っております。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月16日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第13号及び議案第14号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案を審議するに当たり、傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条の規定により、本日の議事日程の順序を変更することとし、非公開議案を報告事項(10)の後に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第5号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第5号についてご説明いたします。

資料は1ページからになります。

このたびの規則につきましては、学校教育法等の一部改正等に伴いまして、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、ご審議をお願いするものでございます。

資料の3ページから6ページをご覧ください。新旧対照表になってございます。

船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の様式を改める必要があります。提出先を条文に合わせまして「教育長様」から「船橋市教育委員会様」にするというも

ので、校長職務代理（代行）者届及び校長職務代理（代行）者選定届を改めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第5号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、社会教育課、説明願ひます。

【社会教育課長補佐】

議案第6号「船橋市法典公民館用地の位置の決定について」ご説明いたします。

資料は7ページから9ページとなります。

法典公民館につきましては、船橋市基本計画に基づき建て替えをするに当たり、新たな土地を選定し、その位置を決定する必要があることからお諮りするものです。

法典公民館につきましては、平成22年8月の定例会で建替建築工事請負契約の締結についてお諮りしたところですが、本来、その前に用地の選定についてお諮りしなければならず、事務手順を誤ったため今回お諮りするものです。法典公民館の建て替え用地は、現在の法典公民館の北側に当たりますゲートボール場跡地を利用いたします。土地の番号としますと、藤原7丁目406番9と408番28でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第6号「船橋市法典公民館用地の位置の決定について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

【事務局】

委員長、山本委員が到着されたそうです。

【委員長】

それでは、入場をお願いいたします。

(山本委員入場)

【委員長】

それでは、続きまして、議案第7号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長補佐】

議案第7号「船橋市浜町公民館用地の位置の決定について」でございます。

資料は11ページから13ページとなります。

浜町公民館につきましては、昭和56年4月より、当時の株式会社船橋ヘルスセンターと30年間の無償貸借契約により、建物をお借りして公民館として利用しているものでございます。現在、土地建物の所有者は、三井不動産株式会社に移っておりますが、その契約期間が平成23年3月末で終了することになります。

三井不動産株式会社と協議を重ねた結果、平成23年4月1日より平成26年3月31日までの3年間の期限つきで現在の浜町公民館の契約を延長いただけること、継続契約の終了後は建物を三井不動産に返還すること、三井不動産は現浜町公民館の近隣地に現浜町公民館と同規模の敷地を代替地として、30年間新たに無償で市に貸与すること、市は代替地に浜町公民館を建設するということが合意し、現在その契約事務を進めているところです。つきましては、浜町公民館の建て替えする新たな用地について、その位置を決定する必要があることからお諮りするものです。浜町公民

館の建て替え用地につきましては、現浜町公民館北側の、地番でいいますと船橋市浜町2丁目4番7の一部でございます。

ご審議よろしくお願いたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第7号「船橋市浜町公民館用地の位置の決定について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

議案第8号「船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。
資料15ページになります。

これまで船橋市文化財保護条例に基づきまして、指定文化財に対して補助金を交付してまいりました。その交付に当たっては、船橋市補助金等の交付に関する規則により事務処理をしてきたところですが、補助金の算定基準等が明確ではなかったことから、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱を制定いたしました。そこで補助金の算定根拠を明らかにしたものです。この要綱は、船橋市文化財保護条例施行規則に定めがあるもの以外の必要な事項を定めたものですが、実際の運用をする上で幾つか不都合が生じたため規則の改正を行うものです。

改正箇所は多数にわたりますけれども、資料29ページの新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

第9条、旧の規則では「実施計画書」となっているところを新しく「事業計画書」とし、第2項では「船橋市文化財補助金交付認定通知書」の「交付認定通知書」を新しいほうでは「交付決定通知書」とするということに細かな語句の整合性を図り、また、ここに続く様式も整えるもので、改正箇所が多岐にわたっております。

以上です。どうぞよろしくお願いいいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

細かいことですが、あて先を以前は「船橋市教育委員会様」と書いてあったのが変更になったというのは、指摘か何かあったからですか。

【文化課長】

何年前だったか定かではないんですが、船橋市としてこのあて先を「様」から「あて」に変えた時期がありまして、そのまま残っていたものをこの改正で変えたものです。

【山本委員】

それから、「氏名」から「保持者」や「所有者」へと直しているんですが、例えばほかの人が書いてしまったという事例があるからそういうふうに直したんですか。

【文化課長】

前の規則では「氏名」になっているんですが、文化財は基本的には「所有者」となりますし、無形文化財だと「保持者」という呼び方になるので、その辺のところに対応できるようにする意味から直したものでございます。

【山本委員】

親戚の人が何かこう書いてしまってとか、そういうことではないんですね。

【文化課長】

そういうことはありません。

【山本委員】

わかりました。すみません、ありがとうございました。

【委員長】

私から1点質問ですが、先ほどの議案第5号のあて先には「船橋市教育委員会様」になっていましたけれども、こちらの「様」のほうは問題ありませんか。ごめんなさい。戻ることになってしまいますけれども、お話しですと、何年か前に「あて」ということで統一されたということですが、こちらは別に関係はないんですか。

【学務課長】

これにつきましては、県のモデル通告の条文にありますので、そのようにいたしました。

【委員長】

こちらは県のものなので、「様」のままでいいということですね。
そのほかよろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第8号「船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。
議案第8号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第9号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

資料53ページになります。

議案第9号「船橋市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

昨年の第4回定例市議会において、施設の開館時間と休館日等の取り扱いに関して、指定管理者からの提案があった場合、対応できるように条例を改正いたしました。今回、船橋市民ギャラリーの4月からの指定管理者である文化スポーツ公社から、月曜日の通年開館の提案がございましたので、これを受けて規則を改正するものです。実際の施行日は10月1日からとし、4月1日の10月分の予約を受け付ける段階から月曜受け付けの予定になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【篠田委員】

そうすると、月曜には全部開館するということですね。

【文化課長】

はい、そうです。10月からでございますが。

【篠田委員】

あと、年間の定期的なお休みというのは、どういうふうになるのか伺いたいと思います。

【文化課長】

年末年始が休みになります。

【篠田委員】

年末年始のみということですね。具体的には何日から何日ですか。

【文化課長】

12月29日から1月3日までです。

【篠田委員】

前回の教育委員会会議でも申しあげましたけれども、民間でも365日営業しているところがあり、多分、今まで閉館していた月曜日を開けるとなると、せんだっても申しあげましたけれども、交代制でその勤めている方の休みがばらばらになるわけですね。私どもの店でもそういうふうになっていますけれども、職員同士の意思疎通といえますか、そういうところにも配慮して、手落ちがないように連絡を密にいただければと思います。そういう時代の趨勢ですから、いいことだとは思いますが、みんなそれぞれ家庭を持っているわけですから、やはりそこで働く方のために、その辺にも少し配慮していただければと思います。

【山本委員】

計画停電のことですけれども、臨時に時間を変更するということで、こういうハプニングに対しては、9号から12号までの施設全部そうなんですけれども、どういうふうな対処をされるんですか。

【文化課長】

今回の地震の後、文化施設、市民ギャラリーについては貸し出しを停止しております。茶華道センターにつきましては夜間の貸し出しを停止しております。今後、4月、5月以降については、その停電の状況等によって決めていきたいと思っております。

【山本委員】

千年に一度の地震ですので、今回のようになることはないかもしれないけれども、そうすると一々

教育委員会の承認を得ないといけませんよね。何かもう少し臨機応変に対応できるように規則をつくっておいてもいいのかなという感じもするんですけども。

【文化課長】

今はっきり申し上げられませんが、指定管理者との間には基本協定を結ぶ中で非常のときのことでも取り決めており、その辺のところもきちんと反映できるようになっています。

【山本委員】

なっているんですね。わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

今の山本委員の質問の関連ですけれども、急に休館日を設けようと思っても、申請書を出して承認を得なければならないということでしたので、ここには書いてはありませんけれども、大体何日前までに申請書を出さなければならないかなど、わかりますか。

【文化課長】

特に何日前というのはございませんけれども、予定していた休館日ですと手続上、間に合う範囲ということになると思います。非常事態という場合には、また例外的になることが多いです。

【委員長】

非常の場合は例外的だと思うんですけども、通常といいますか、これだけ月曜日も開館されて、年末年始だけのお休みとなると、臨時休館といったような届けのほうで反対に出ることになるのではないかなと思うんですけども、そういった場合、どのくらい前までに届けないと手続が間に合わないというようなものはあるのでしょうか。

【文化課長】

施設の維持管理のために保守点検とか、いろいろな形で休館日を設定しなければいけないような場面があるかと思いますが、期日の前に手続をとっていただければと思います。

【委員長】

大丈夫なんですね。

その他、よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第9号「船橋市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第9号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

資料57ページになります。

議案第10号「船橋市茶華道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。議案第9号の船橋市民ギャラリーと同様に、月曜日の通年開館の提案を受けての規則改正になります。よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第10号「船橋市茶華道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第11号「船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

昨年の12月定例市議会におきまして、総合体育館条例の一部を改正したことに伴い、関連する条例施行規則の整備を図る必要がございまして、このたびの改正に至りました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

もしかしたら後から出てくるかもしれないですし、この議案とは直接関係ないかもしれませんが、今大震災でさいたまスーパーアリーナとかいるんなところが被災者の方の避難場所になっていますが、船橋市も総合体育館などはどういうふうにされているんですか。

【生涯スポーツ課長】

船橋市の避難者の受け入れ場所は、総合体育館でございます。現在13名ほど受け入れをしております。総合体育館の中に大会議室、小会議室、そして和室がございますので、その3室を利用しております。総合体育館には浴室といった設備もございます。

【山本委員】

新聞には出ていますか。

【生涯スポーツ課長】

新聞には総合体育館として出ています。

【山本委員】

出ていますか。わかりました。

【委員長】

それでは、議案第11号「船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

資料63ページです。

議案第12号「船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。ただいまご説明いたしました総合体育館条例と同様、昨年12月市議会におきまして武道センター条例の一部を改正いたしました。この規則の改正は、条例の改正に伴って規定の整備を図る必要があることから提出いたしましたものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第12号「船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理の報告に入ります。報告第4号について、総務課、報告願います。

【総務課長】

別冊2と書いてある資料をご覧くださいます。

主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たりましては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、市長事務部局の内示日程等の関係で会議を招集する暇がございませんでした。船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により臨時代理を行ったものでございます。

資料の1ページ目、まず、1としまして、平成23年3月31日付で定年退職する職員でございます。須藤元夫生涯学習部長を含め5名でございます。

次に、2としまして、平成23年4月1日付で県費負担教職員等として任用されるため、平成23年3月31日で退職する職員でございます。西崎勝則教育次長を含め10名でございます。

2ページに移ります。

次に、3としまして、平成23年4月1日付で昇任又は配置換えする職員でございます。

学校教育部長の阿部裕が教育次長へ、学校教育部参事（総合教育センター所長事務取扱）の魚地道雄が学校教育部長へ、指導課主幹（指導課長補佐事務取扱）の鈴木正伸が指導課長へ、総合教育センター教育支援室主幹の松本郷志が総合教育センター主幹へ、船橋高等学校事務長の中村義雄が社会教育課主幹へ、生涯スポーツ課主幹（生涯スポーツ課長補佐事務取扱）の加納誠一が生涯スポーツ課長へ、高根台公民館長の古久保益実が北部公民館長へ、北図書館長補佐の伊藤雄起が西図書館長へ、視聴覚センター主幹（視聴覚センター副所長事務取扱）の高倉三千枝が北図書館主幹（北図書館長補佐事務取扱）へ、総合教育センター主幹の渡部善夫が視聴覚センター所長へ、市民文化創造館長の田久保里美が市民文化ホール館長（市民文化創造館長兼務）へ、社会教育課主幹の佐藤辰之が郷土資料館長へ、船橋高等学校副主幹（船橋高等学校事務長代理事務取扱）の宮澤敦が船橋高等学校事務長へ変更となります。

次に、4としまして、平成23年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。高橋忠彦監査委員事務局長が生涯学習部長へ、今井恵一自治振興課主幹（自治振興課長補佐事務取扱）が高根台公民館長へ、2名の転任でございます。

次に、5としまして、平成23年4月1日付で県費負担教職員等から任用する職員でございます。藤澤一博西海神小学校長が学校教育部参事（学務課長事務取扱）へ、岩村彰喜古和釜中学校長が保健体育課長へ、山本稔高根台第三小学校長が総合教育センター所長へ、成田勤船橋特別支援学校副校長が総合教育センター教育支援室長へ任用いたします。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告第5号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第5号 職員の任免についてご報告させていただきます。

資料71ページをご覧ください。

船橋市立船橋高等学校管理職の任免に関する内容でございます。

船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による教育長の臨時代理により、このように決定させていただきました。山崎成夫教頭につきましては、市立船橋高等学校で2年間ご尽力をいただきました。今回、千葉県教育庁教育振興部体育課へ主幹としての転任となります。後任といたしましては、千葉県立検見川高等学校より八代正人教頭が市立船橋高校に赴任をいたします。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告第6号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

校長、副校長及び教頭の任免に関する内申について概要を報告いたします。

資料は75ページから84ページになります。

平成22年度末の管理職の異動ですが、校長・教頭の年齢の上限の57歳に達している者が8名、県・市教育委員会に在籍している57歳以上の校長経験者が11名、他市からの帰還者が2名おりましたが、退職者が26名、市行政への転出が3名、県への帰還者が1名おりましたので、56歳以下の年齢の新任校長につきましては9名配置することができました。

次に、女性管理職ですが、平成22年度末で4名の女性校長が退職をいたします。再任校長を1名配置いたしまして、また、女性教頭につきましては1名を市教育委員会へ配置し、再任教頭1名、新任教頭2名配置をいたします。以上のことから、女性管理職は、校長、教頭合計で18名でございます。今年度より1名減となります。校長、教頭の搭載者の中に女性が少ないため、女性管理職候補の育成が喫緊の課題ではないかと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)から報告事項(3)について、指導課、報告願います。

【指導課長】

資料85ページをご覧ください。

平成23年度「全国学力・学習状況調査」の実施についての報告をさせていただきます。

今年の4月19日に全国学力・学習状況調査を市内の小・中学校で実施する予定でしたが、先日、文部科学省からの通知によりまして、このたびの地震によって、この調査については7月末日までは調査を実施しないという内容の文書が届きました。これを受けまして、教育委員会としましては各小・中学校に同様の内容の文書を配布したところでございます。なお、今後につきましては、文部科学省等の動向をふまえて判断してまいりたいと考えております。

続きまして、87ページをお開きください。

申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。大きな2番の(1)に開催日別の入場者数という表がございますが、その13日のところが金曜日となっておりますので、そこを日曜日に直していただきたいと思っております。

それでは、改めまして平成22年度船橋市小・中・特別支援学校造形作品展実施報告について説明させていただきます。

先月の2月9日から14日までの6日間、場所は船橋市民ギャラリーで開催いたしました。出品数がそこに示してありますとおり、3,896点ということで、入場者数は平成19年度から3年間の記録を載せてございますが、年度ごとに入場者数もふえて多くの方にこの作品展をご覧いただいているところでございます。

なお、3番のほうにアンケートをまとめたものを記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、89ページをご覧ください。

平成22年度 夢を育む虹のコンサート実施報告についてでございますが、このコンサートにつきましては、前日に地震発生ということで、3月11日の夕方5時に、開催は難しいということで中止の決定をいたしまして、それぞれ該当する学校へ連絡をし、学校から関係する子どもたちに連絡を入れてもらいました。非常に残念でしたけれども、このことよってのトラブル等はございませんでした。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

指導課の先生にお聞きすることではないかもしれませんが、報告事項(1)で東北地方太平洋沖地震と言っていますが、マスコミによって呼び名が違って、NHKは東北・関東大震災と言っていますし統一されていないんですけれども、東北地方太平洋沖地震が一応役所で使う地震の公式な名称というふうに言われているんですか。

【指導課長】

今の件につきましては、文部科学省から来た文書には、東北地方太平洋沖地震と記載してござい

ます。

【山本委員】

そうすると、公文書はみんなこれで統一されるわけですね。

【指導課長】

文部科学省あるいは県の教育委員会からの文書は、この名称を使っていると思います。

【山本委員】

あともう一つ、去年もお聞きしたかもしれないですけども、報告事項(1)の学力調査試験では、去年もすべての学校が希望したということで全校実施されたんですよね。

【指導課長】

そのとおりでございます。

【山本委員】

そうすると、市の方針というところの文言は去年と変わっていないんですね。

【指導課長】

そのとおりでございます。

【山本委員】

わかりました。

【中原委員】

報告事項(1)について、「今後の取り扱いについては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって決定し、通知する。」ということなんですけれども、これに対してあらかじめこういうところだけは事前に準備しておいたほうがいいとか、押さえておいたほうがいいというような事項は特にはないのでしょうか。新年度が始まるので、年度内にもしその通知があつてということになると、どういう動きが必要なのかというあたりについて教えていただきたいです。

【指導課長】

先ほどもお話ししましたけれども、今後のことについては文部科学省からまだ詳しく出ているわけではございません。同時に、学校はあと数日で新年度が始まるわけです。そこら辺で各学校の行事との兼ね合いですとか、そういうところも今後は十分注意しながら見ていく必要があると考えております。

【中原委員】

既に行事が組まれてしまってスタートした年度の途中でそういう通知が来ると、学校としてはどうということが困りそうかというのを聞いたかったですけれども。

【指導課長】

まだその部分については、具体的に委員会の中でも検討しておりませんので、今後検討して、できるだけ早い時期に学校に通知ができればと思います。

【中原委員】

混乱が起こらないように進めていただきたいと思います。

【委員長】

続きまして、報告事項（４）及び報告事項（５）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

資料９１ページをご覧くださいと思います。

報告事項（４）の平成２２年度市内小・中学校のインフルエンザ、麻しん、感染性胃腸炎の発生状況について説明いたします。

まず、インフルエンザですけれども、この表にございますように、中段に、学級閉鎖の実施校が３２校、その下のほうへいきまして、学年閉鎖の実施校が８校、学校閉鎖の実施校が１校ございました。いずれも小学校です。中学校は日課変更等ありましたけれども、学校閉鎖等はございませんでした。

次のページ、９２ページをご覧くださいと思います。

麻しんは、小学校で２名発生しております。感染性胃腸炎は１０校で１２９名発生しており、これも小学校のみの発生でございます。

次に、報告事項（５）でございますけれども、１月２８日に市民文化ホールで５００名を超える参加者のもと、この給食展が実施されました。主な内容は講演会、各学校３校の実践発表、掲示等でございます。

参加者のアンケート結果は次のページからでございます。９８％の方から「大変良かった」「よかった」という声があがりました。前回、委員長より、一般市民の方ももっと参加できないものかというお話がありましたけれども、先日、この事業の運営母体であります学校給食会の理事会で反省会があり、その中で、次年度以降、市民の方にももっと大勢参加できる手段を考えていくということで話し合いが持たれ、呼びかけ方法等の工夫をしていくということになりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

報告事項(4)でインフルエンザの発生状況の報告をいただいたんですけども、例年の動向と比べて何か特徴があるかどうか、そのあたりを教えてください。

【保健体育課長】

昨年度は新型インフルエンザということで、別格になると思いますので、その前の平成20年度を参考に照らし合わせていただきたいと思います。学級閉鎖が平成20年度は9校でした。今回は32校でございます。学年閉鎖が平成20年度は4校、今回は8校でございます。学校閉鎖は平成20年度はありませんでした。インフルエンザに関しては、平成20年度以前のころよりはやはりまだ多いという状況でございます。

【中原委員】

関連ですけども、学級閉鎖期間が長いところは5日間、42学級ですか、それについてはどこかで授業を設けたりされたんですか。

【保健体育課長】

この見方ですけども、例えば木曜日に感染者がふえて金曜日1日だけ休んで、月曜日から復帰するというと1日間になりますし、土曜日とか日曜日に感染者がふえて学校に連絡あり、月曜日から学級閉鎖をせざるを得なかったという日数は多くなります。

日課変更で時数が特に足りなくなってしまったという報告は受けておりません。

【中原委員】

感染性胃腸炎についても、把握していらっしゃいますか。

【保健体育課長】

92ページが感染性胃腸炎の発生状況です。これを見ますと、先ほどもお話しさせていただいたのですが、10校、129名ということです。中学校はなかったんですけども、小学校では3年生以下の子どもたちが例年より少し人数が多いということです。

【委員長】

そのほかよろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（６）及び報告事項（７）について、社会教育課、続けて報告願います。

【社会教育課長補佐】

報告事項（６）の図書館サービス推進計画の策定状況については、別冊１とさせていただいております。この計画につきましては、平成２２年度４月から図書館職員、社会教育課、総務課の職員プロジェクトを組んで策定を進めてきました。あわせて、船橋市図書館協議会においても平成２２年度、平成２３年度、５回意見聴取を行ったところです。

船橋市の図書館は現在４館、それから図書館とネットワークした公民館図書室が７館、それと移動図書館車で図書館サービスをしております。市民の図書に対する多様な要望やサービス拠点の整備を、合理的な図書館運営を図りつつサービスを向上させるということでこの計画を策定したところでございます。全体を３章としておりまして、目次を開けていただきますと、計画の概要、図書館サービスの概要、図書館サービス推進計画、資料編となっております。

第１章の計画の概要では、計画の趣旨、計画の位置づけなどを書かせていただいております。第２章としては現状把握ということで、図書館サービスの歴史、それから施設の設置状況、統計実績、市民の意識調査を平成２２年７月に実施しましたのでそのまとめ、図書館協議会から５回の意見をいただいたのでそのまとめを書いております。第３章に具体的な政策、方針を書かせていただいております。

２０ページをご覧くださいますと、大きな目標を書かせていただいております。「いつでもどこでもだれでもが利用できる図書館」ということでこれを目標に具体的な施策を２５ページに書かせていただいております。大きく３つの柱、図書館サービスの推進、図書館の再整備とネットワークの拡充、読書機会の推進、それぞれ２６ページ以降に具体的な施策を書かせていただいております。詳細はご覧いただければと思いますので、省かせていただきます。

今後の日程ですけれども、これから平成２３年６月を目途に素案を確定し、企画部、財政部との調整、市長に報告をした後、議会への報告、パブリックコメントを経て平成２３年１０月に計画を施行したいと考えております。

続きまして、報告事項（７）こちらのほうは本文の９７ページになります。

坪井公民館が開館いたしましたので、そのご報告をいたします。平成２３年２月１９日に開館式典を開催し、翌２月２０日から一般利用を開始しました。この間の３月２２日まで３０日間の公民館の利用状況ですけれども、新規登録団体数８５団体、公民館利用率１６．５％となっております。あわせて、坪井公民館には坪井公民館図書室を設置いたしましたので、これも同日２月２０日にオープンをし、図書の貸し出しを開始しました。２月２０日から２２日まで開館日数では公民館とは若干違いますが、２４日間の実績で新規登録者数２０２人、利用者数１，３３５人、貸し出し冊数４，０２８冊となっております。蔵書数は、５，３３７冊でオープンさせていただいております。

報告２件、以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、質問させていただきます。この別冊1の9ページですけれども、千葉県及び近隣市の図書館サービス指標ということで、「船橋市の図書館サービス指標はやや低い状況にあります。」とありますけれども、ポイント制による評価が何かをされて、その結果、やや低いということになったのでしょうか。

【社会教育課長補佐】

図書館サービス指標を見る上で、アルファベットでいいますと、H、一人あたりの貸し出し冊数というところを見ていただきますと、人口の大きさにかかわらず比較ができると思います。船橋市が3.5冊、それで括弧書きのところは公民館図書室も含めた数字で4.24冊となっています。それで比較をしていただきますと、千葉市、市川市、松戸市、柏市、県内の市町村の平均と比べてやや劣るというところを見ていただければと思います。

【委員長】

では、ここはサービス指標による他市との比較ということですね。

【社会教育課長補佐】

はい。

【委員長】

そういったしますと、市民の要望である開館日の拡充とか開館時間の延長とかということも指標の上がる要因になると思います。この年次計画表を見ると、例えば32ページの年次計画表ですと、平成27年度に中央図書館の月曜日開館施行実施に向けての検討ですとか、あと、33ページには年次計画のところで、開館時間の延長を平成25年度までに検討し、平成25年度から中央図書館を8時まで延長するとか、3図書館を7時まで延長するとかという計画はありますけれども、これは以前から市民の方が望まれていることだとおわかりだったと思いますし、もう少し早いタイミングで検討、実施というのは難しいのかなと私は感じました。

【社会教育課長補佐】

開館時間の延長とともに、図書館の窓口業務、カウンター業務について業務委託をしていきたいと思っております、37ページ、38ページのiのところですが、38ページをご覧いた

だきますと、平成25年度に図書館の窓口業務の委託化を実施ということで、カウンター業務等を委託化する中で開館時間の延長をしようとして現在の計画では考えましたので、それに合わせて25年度から開館時間の延長などを検討していくとさせていただいております。

【委員長】

業務委託というのはもう導入するということですか。

【社会教育課長補佐】

この計画では、導入を考えていこうと思っております。

【山本委員】

今の9ページの中ですけれども、図書購入費決算額というのは8,000万以上で、これはほかの市と比べても一番高いんですね。それでいて登録者数は下から2番目ぐらいですね。これは一番下のJの貸出拠点数が絶対的に少ないからではないかなというふうに思います。何となくたくさんお金を使って本を買っているかもしれないけれども、一番の空回りの原因はこの貸し出す場所が絶対的に少ないということで、拠点をもう少しふやすようにすると市民の方にたくさん見てもらうことができるのではないかなと思います。

【社会教育課長補佐】

その点につきましては、44ページのm、ネットワーク化の推進というところで、45ページをご覧ください。現在7つの公民館図書室をオンライン化しておりますけれども、これを25年には10館にいたします。それから、整備時期は未定ですけれども、東部公民館が建て替えをとということになったときに、ネットワーク化した公民館図書室を設けようということで、現在の7館から11館まで予定をふやしていこうと考えております。

【山本委員】

恐らく、ソフトはいろいろなことを考えられていたんでしょうけれども、ハードの部分でちょっと足りなかったために空回りしていたかなという感じがします。

【委員長】

移動図書館はこれには含まれているんでしょうか。

【社会教育課長補佐】

図書館4館と7館の公民館図書室と移動図書館車1台で今40カ所のステーションを巡回しております。

【委員長】

移動図書館は何か頑張っていますけれども。

【社会教育課長補佐】

移動図書館は、廃止を考える自治体が多くなりつつあるところですが、船橋の場合は移動図書館車もうまく使っていこうということで残していく予定であります。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（８）について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（８）資料は９９ページでございます。

（仮称）大穴多目的運動広場用地及び既存建物の引継ぎについてでございます。

（仮称）大穴多目的運動広場の設置に当たり、下記大穴市民プール跡地の土地及び建物につきまして教育財産として引き継ぐため、船橋市長あて申し出を行うことを報告いたします。

これにつきましては、大穴市民プールが平成１９年度末をもって廃止となり、廃止とともに市長事務部局のほうへ財産を引き継いだわけですが、平成２３年度の予算編成におきまして大穴市民プール跡地に（仮称）大穴多目的運動広場を設置する予算が査定をされました。その関係がございまして、教育財産として引き継ぐため船橋市長に申し出を行うということで、今日報告をいたしております。面積につきましては、土地が９，６７４㎡と６７５㎡、建物が管理棟４８２．９７㎡、ボイラー室１４㎡、引継ぎ希望日が平成２３年４月１日でございます。引継ぎが終了いたしますと、生涯スポーツ課がみどり管理課と一緒に仕事をしてまいりまして、平成２３年度は既存の建物の撤去を行い、さらにその後、スポーツ多目的運動広場としての整備を行ってまいります。供用開始は平成２４年７月を予定しております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員長】

９，６７４㎡というのは、運動公園と比べたらどのくらいでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

サッカー場の大きさプラスアルファぐらいというふうに考えていただいて結構だと思います。

【委員長】

では、続きまして、報告事項（９）について、各部、報告願います。

【管理部長】

お手元資料で別にお渡ししてあります東日本大震災の被害状況等についての1ページ目、東北地方太平洋沖地震に伴う管理部の対応についてご覧いただけますでしょうか。

3月11日14時46分地震発生になりました。管理部としましては教育施設の小・中学校中心に施設の対応ということで大きく活動したわけですが、ここに時系列であらわしていますとおり、地震発生後、学校からは被害状況が入ってまいりました。その間、人的被害、児童・生徒等の被害という形の報告はございませんでしたので、学校等において適切に避難していただいたものと思っております。施設の被害等の報告が多く入りましたので、この時系列、16時45分ごろに、その日のうちに各学校の被害状況をまず把握するというところで2名6班体制をとりまして調査を実施しました。また、緊急を要する施設等の修繕が入るだろうということを踏まえまして、業者と維持確保に当たるということで、11日、地震発生後の対応をしたところです。

12日午前3時ごろ、交通機関等混乱した中で全学校の調査を終了いたしました。7時までにある程度の修繕内容、被害状況を資料の下のほうにあるように把握したところです。各学校につきましては、学校の先生方にもその1日帰任していただきましたので、業者等を派遣し、簡易な修繕が可能なものについては対応するとか、応急復旧できるものについては対応する等の確認を12日にしたところです。

資料は、平成23年3月15日現在の速報でございます。表現的にいろんな形があるんですが、報告があった事項の表現をそのままここに書いて、どういう学校状況だったかということを一覧表にしております。一番多いのが壁等のひびと剥離で40校でありました。それ以下、エキスパンションジョイント等の破損ということで出ております。小学校54校、中学校27校で81校ですが、ほとんどの学校で何らかの被害は出た状況でございます。目立った被害がない学校につきましては6校ということになっておりますが、現在、引き続き被害については調査をしているという状況です。ここに出ていますとおり、例えば電気関係故障、ガラス破損については即対応可能ということで対応しております。

また、沿岸部、海のほうに近い若松小・中学校、湊中学校につきましては、グラウンド等に液状化の現象がありまして、その辺の対応については現在検討しております。

いずれにしましても春休みに入りましたので、昨日、今日でまた再度各学校、施設課職員と専門職員を含めまして、現在、各学校等を確認しております。今後についても、春休み中に施設修繕可能なものについてはやっていきます。被害に応じて予算等を含めまして今後対応していきたいと考えております。現時点での報告で申しわけないのですが、報告させていただきます。

以上でございます。

【学校教育部長】

学校教育部の所管の部分についての対応についてご説明申し上げます。

14時46分の地震発生でございます。ちょうど議会中でございますので、すぐに部のほうから各学校における児童・生徒の安全と被害状況の確認をするように指示を地域防災無線で行いました。このときはまだ発生直後だったので電話がつながったんですね。それで何校か被害状況等を聞いた

んですけども、その後、携帯電話や固定電話で何度かけてみても電話が繋がらないというような状況が発生いたしました。地域防災無線だけは1校1校個別に電話連絡がとれるものですから、そういった学校については、それで児童・生徒の安全、けがの状況等の確認をとりました。最終的に児童・生徒のけが、教職員のけが等はゼロであったということがわかりました。14時50分の下に四角が書いてあるんですが、これはこの時点で確認できたということではございません。児童・生徒が学校にいた学校は74校、既に下校させていた学校が9校、市船とそれから特別支援学校も含めてそういう状況でございました。

地震発生があった後、すぐに津波についても警戒したほうがいいという話があったので、これについては地域防災無線で学校に指示をいたしました。その後、何校かについては部の職員を派遣しまして学校の様子等を確認に行かせました。その後、下校途中の子もいたので、通学路の安全等を学校に再度指示して職員に見てほしいという指示を出しました。この時間帯とも並行しまして、不安になった住民が自主的に避難をしてくるというような学校もございました。子どもを避難させている際に、不安だから私たちもまげてほしいというような形で申し出をされた方がいらしたということで、校長は、いらっしゃった場合は受け入れるという方向で対応をしておりました。

最終的に17時15分あたりから体制を立て直して避難者の数とか、避難状況の確認を手分けしてみんなで何とかやっているんですけども、避難者がまだ来ていない学校につきましても受け入れの準備をしておくようにと指示いたしました。第1波が終わった後も電車がとまってしまったので、津田沼駅、西船橋駅、船橋駅近辺にいわゆる帰れない人、帰宅難民と呼ばれる方々があふれるというような状況になりまして、学校にも受け入れ要請がたくさん駅から来るというような状況になりました。そこで、近隣の学校がいっぱいになるとさらにその次、さらにその次という形で、どんどん避難所として開設してほしいという要請が入りましたので、学校に開放するように指示をしたところでございます。

20時以降につきましては、この避難者が続々とふえてまいりまして、対応に追われたということでございます。特に、寒い日だったので水道が使えなくなった学校もあり、若松小・中学校については、簡易トイレをつくっても足りず、女性がトイレに行けないというようなことで、校長から何度も何度も電話がかかってくるような状況でございました。防災課も一生懸命やっていたんですが、交通渋滞が激しくてどうにもならないということで、この時点で若松中学校につきましては、宮本中学校の職員に宮本小学校のリヤカーを借りてもらい、両校の簡易トイレを夜中に若松まで運んでもらいました。結局12基ぐらいのトイレを設置して夜をしのいだということになります。

また、毛布等も葛飾中学校が足りないといったことで教員や教育委員会の職員が一輪車など、いろんな形で運んで避難された方々への対応をしたというような状況でございました。その後、避難者がさらに市川市のほうから船橋市にもぞろぞろと1時間、2時間歩いて西船地区に来るというような状況がございまして、夜中じゅうその対応に追われました。

3月12日になりまして、若松小・中学校は電気がとまった関係で電気のストーブが使えなかったもので、寒くてしょうがないという連絡があり、市内の学校に電気を使わない昔のストーブが何個か残っていたということがありましたので、それをかき集めて若松小・中学校のほうに、最後は3時ごろだったと思うんですけども、ストーブをお届けしました。これについては、その後、校長

から聞きますと、それで一息つけたというような感じでした。

夜が明けまして、その後、鉄道会社の運行状況がある程度わかり帰れる人も出てまいりまして、徐々に人が避難所から減っていったということでございます。そこで、この「地震に伴う今後の学校対応について」という文書を11時23分にファクスで送りまして、今後どうしていくかという指示を学校にしたわけでございます。

避難所としての機能を果たした部分と、それから学校の対応という部分がありました。13日になりますと今度は原子力発電所の関係もあり、停電が起こることになりました。停電すると給食がつかれないということで、保護者に一刻も早く連絡をしなければならなくなりました。13日中に学校に連絡をいたしまして、学校から保護者に14日の給食ができない旨を連絡して、授業をやる場合は弁当をお願いし、できない場合は午前中で帰るようにしました。水が出ない場合もありますので、水筒の持参というようなことも含めて、14日の対応について各学校に指示をいたしました。

保護者への連絡は電話で行っただけだったものですから、14日になりまして、正式に文書で通知をいたしました。15日もそうなんですけれども、この辺は計画停電等に伴うもので、信号がとまってしまったら大変だとか、スクールガードにも連絡をして守ってもらわなければいけないとか、いろんなことが錯綜いたしまして、みんなで一つ一つ課題を整理しながら各学校に指示をしていったということです。

18日になりますと、これは原子力発電所の事故で放射能の問題について報道がいろいろなされたので、それについて冷静な対応をなささいということで文書を各学校に出しました。

その後、24日になりますとご存じだと思うんですが、今度は水が危ないという情報が入りました。そこで、それについての対応の文書を学校に出したところでございます。現在、4月以降の学校給食の実施については、情報を集めながら何とかできないかという方向で検討を進めております。

28日の文書でございますけれども、今度は、船橋市内の個別の家庭に避難をして来られた方が何家族もおいでになるということになりました。その方々に来ていただいたときに、どういう対応をしなければならないかということ、やはり各学校のほうでも共通理解していただくということで文書を出しました。現段階ではそういうところでございます。

2番の船橋市内の児童・生徒の状況等ということですが、これは3月25日現在でございますけれども、千葉県以外の都道府県、親戚のうちなどに船橋の学校からとりあえず疎開している子どもが316名。外国籍のお子さんで自分の国に一時的に帰ったというのが小学校で95名、中学校で32名。保護者が非常に不安を感じられて、欠席をさせておいでになるということが小学校で19名、中学校が2名という状況でございます。

それから、下の段は、福島原発や地震の関係でご自宅に住めなくて避難されてきた方の、就学についての相談件数と申請件数でございます。この就学相談というのは、船橋の学校へ行くにはどうしたらいいですかというような相談で、26件ありました。就学申請件数、これは実際に船橋の学校に入りたいということで、手続が済んだ人の数ですが、これが11件ございます。今日、またさらに五、六件ふえているようでございます。それから、市立高校へも避難の関係で転入したいという申し出が1件ございます。この方については、4月1日に試験を行って合否を決めることになり

ます。できるだけ弾力的に対応していきたいというところでございます。

次のページは避難所の状況ですが、数につきましては学校の職員が概算で集計したものであり、正確な数字ではございません。いらっしゃってもすぐ帰られる方とかいろいろおいでになり、職員も対応に追われているわけで、ただ、この時間ごろにこのぐらいの人数は避難されてこられたということでございます。

いずれにいたしましても、この避難者の対応につきましては、学校職員が家から戻ってきて学校に詰めて炊き出しをしたり、校長が気の毒だというのでおにぎりをあげたりとか、そんなこともしたということで非常によく頑張っていたいただきました。避難所から帰られるときには「ありがとう」というような感謝の言葉をいただいた学校もあると聞いております。現在もまだ福島原発の状況が刻々と変化しておりますので、何かあったときにはすぐに学校のほうに通知をしなければならないという臨戦態勢でございます。

報告は以上です。

【生涯学習部長】

続いて、生涯学習部の説明をさせていただきますが、地震が起きた当初の対応については、両部長が話したものとほぼ同様の対応をし、まず、各施設の人的な被害、施設的な被害の確認をさせました。そして、その後に避難ということになるんですけども、後ろのページを先に見ていただいたほうがわかりやすいのでご覧ください。これが避難状況です。

今、学校教育部長から話があった学校への避難者は、数を合わせても二千五、六百でしたでしょうか。この生涯学習施設のトータルを見ていただくと、3,300人ということですから、実は学校よりも生涯学習施設のほうが避難した人たちが多かったわけです。それで、大きな数字のところを先に言いますと、中央公民館と市民文化ホールに1,600人、これは船橋駅の帰宅難民です。大量に駅にあふれましたので、市民文化ホールを全部解放しましたし、公民館の部屋も全部開けて入れました。これだけの数が入るともういっぱいです。

それから、同様の形で浜町公民館への受け入れは、ららぽーとやIKEAあたりの人たちの帰宅難民です。あわせて、あの地区の液化状の関係で避難してきた人等も一緒になっています。それから海神公民館は海神駅の帰宅難民です。そして東部公民館は津田沼の帰宅難民です。そして西部公民館は中山駅の帰宅難民と言いたいところですが、先ほど学校教育部長から話があったように、14号線沿いを歩いてきた人たちによってこれだけの数になっているということです。そして葛飾公民館は西船橋駅の帰宅難民です。そして少し飛んで下のほうの市民文化創造館はこちら側は駅前ですので、これも船橋駅の帰宅難民です。そして武道センターも同様ということです。青少年会館そのものも被害が出ているんですけども、先ほどの浜町公民館と同様です。

あとの小さな数字は、いわゆる地震による被害で家に住めないとか、怖いということで避難した人の数です。ほとんどは帰宅困難者ですから翌日にはいなくなるわけですけども、この日にちを追って幾つか書いてあるのは、そのまま何日かいた人たちがいたということです。そして、この中で一宮少年自然の家に20という数字、隣に5と書いてありますのは、津波の被害が出るかもしれないということで、近所の人たちがここに避難した数字です。

概要は以上のようなことですが、今申し上げている施設そのすべてが避難所になっているんですけれども、備蓄品はこちらにはすべて置いてないものですから、人力で近所の学校から搬送して対応したという状況です。ですから、中央公民館と市民文化ホールでは船橋小学校、市場小学校から教育委員会職員が人力で物資を運んで対応しておりました。それから、停電はしておりませんでしたから暖房はききましたし、モニター等を提供しましたので、これらの対応には感謝されております。

その途中の対応はちょっと省かせていただいて、現在の対応が資料の7、8ページです。7ページが主な体育施設ですが、基本的な考え方として、この計画停電で節電という観点から、夜ライトをつけてやるものについては基本的に現在やっておりません。昼間外でやるものとか体育館でやるもの等については解放していくという考え方です。

それから、実際に利用不可能になってしまっているところ、例えば若松公園の野球場、テニスコート、高瀬のグラウンド等は液状化で使えません。運動公園の体育館も、天井が一部落ちてしまいましたので今は修理中で使えません。利用不可能な施設はこの欄を見ていただくとおわかりになるとおりです。学校開放については、グラウンドが利用不可能な学校を除いてグラウンドはお貸ししております。体育館については、使わせていないというのは、まず学校のほうが先ということで、学校開放の体育館については、現時点では使わせていないということです。

ごく大づかみな言い方をしますと、こういうような対応を、体育関係については今やっています。アリーナのことを申し上げておきますと、アリーナの大会議室・小会議室・和室は、先ほど申し上げていた福島等からの避難者を受け入れて、最大150人まで受け入れるということを表明しておりますので、そのために使えない部屋として伝えているという意味でございます。

すべての施設で利用できない場合には、すべてキャンセル料を払う、返金しているということでございます。裏面を見ていただきますと、そのほかの体育施設以外の施設についてでございますが、順に言いますと、社会教育バスは4月末まで運行休止、公民館については夜間貸し出しを現在停止しています。公民館と同様の対応をしておりますのが市民文化ホールのリハーサル室、それから青少年会館等ですが、基本的な考え方は先ほどから申し上げているとおりです。図書館については、夜間は開けないで全館17時までの開館ということで対応しております。移動図書館は、交通状態とガソリンの問題でとりあえずとめていたんですが、改善してきましたので4月1日からは再開します。中央図書館のことは書いてあるとおりです。停電したときに真っ暗になってしまうため使えないからこういう措置をしますという意味です。

ここには書いてないんですけれども、西図書館の建物に傷みが出てきている可能性があるんで、建物調査を緊急にしますんで、明日から当分の間、休館します。ほかの市民文化ホールとか市民文化創造館については4月末まで貸し出しを停止しております。そのほかについては、こちらに書いてあるとおりでございます。

いずれにしても、ほとんどの施設が有料施設でございますので、返金の問題がかなりの業務量として膨らんできているのが現実です。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【篠田委員】

地震の当日、本当にご苦労さまでしたと申し上げたいです。当日、たしか駅のシャッターが閉められてしまっていて、私たちは商業もやっているわけですけども、何であそこで閉めてしまうのかなというふうに思いました。私も当日、駅の周りを少し回ってみましたが、市民文化ホールを開けていただいたりと、対応がすばらしかったと思っています。JRのところはみんなシャッターが閉められてしまって、あそこの下であの寒い中を皆さんそれぞれ着の身着のままでいらしたわけですが、情報が早く伝わってあの寒さをしのげた方がいっぱいいらっしゃるの、その辺の処理が迅速で対応がよかったからだと思います。本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

【山本委員】

私も感想ですけども、行政の方と教育委員会関係の方、昼夜をいとわず帰宅難民の方のために働いていただいて本当にありがとうございました。もう一つ、今計画停電の件もあるんですけども、あの惨状を見たら我々は何も文句は言えないと思います。計画停電も随分、私は4回くらい職場と家庭でありましたけれども、本当に何も言えないなと思っています。

それから、西海神小学校のことですけども、これも本当によかったと思うのは、数年前に今よりもちょっと小さい地震があったときに、養護の先生にお聞きしたら4階ぐらいからガラスが垂直に落ちてきて、ちょうど休みか何かのときで大丈夫だったということですけども、学校が今回まだ建て替えてなかったら、ちょうど生徒もいましたので死亡した方もいたんじゃないかと思っています。本当にタイムリーというか、今建て替えてよかったなというふうに思っています。

【中原委員】

お話にもありましたけれども、人命上の被害というのがなくて、これだけ大変なところを皆さんが横にもつながり、縦にもつながってしういここまで対応してくださったというのがとてもありがたいですし、すごいことだというふうに、ご報告をいただきながら改めて感じております。これから次々と課題は降ってくると思いますし、多分休まらない日がしばらくは続くと思うんですが、何とかこのチームワークと、それから判断力というのを生かしつつやっていたらというふうに思います。

市民の声の中で、学校からの情報がないというご意見があって、実は内側ではこんなに大変なことをいろいろこなしているんだけど、それは外側からはなかなか見えないし理解できないですし、通信手段が機能しないところで、その部分というのはどんな方法での対応があるのかなと、この情報化の社会の中で何か物すごく今回はそういったことを感じました。子どもたちが不安にならないような対応というのを丁寧に学校の中でしてくださっていると思うんですが、そういうことについても、少し落ちついたら地域に発信していくというようなことをできるといいのかなというの

を感じました。本当にお疲れさまです。まだまだ地震対応は続くと思います。よろしくお願ひします。

【委員長】

先日、葛飾小学校の卒業式に参加いたしまして、校長先生がこの葛飾小学校も避難所になりましたということをおっしゃっていました。近くに住んでいる私たちなんですけど、そんなことも知らずに家のことで手いっぱいだったわけですけども、その際に、校長先生はその具体的なことはおっしゃらなかったんで、先生方や教育委員会の方々が、人力でそういう避難されている方の対応をしていたという話を今聞いて、驚きましたし、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

やはり保護者として、子どもの安全を確認したくて仕方がなくて、でも通信する手段がなくて、携帯電話というのが一番頼れるところなんですけども携帯電話もつながらず、そちらの地域は通信できませんなんていうメッセージが何回も何回もかけても返ってくるだけで、どうしようもなくて夜中までかけるので、また余計にそれで通信回線がパンクしてしまうということで、夜まで空回りしていた状況だったと思います。

そういったときに、教育委員会の方々や先生もですけども、現場のほうでいろいろやってくださっていたことを知って、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

実際、学校が避難所になっておりますけれども、今回のように学校がまだ授業をやっているとか、下校するときだったとか、そういうときというのは先生方がいろいろやらなくてはいけないんですか。

【学校教育部長】

教育委員会では防災対策推進計画というのを配っております、その中で第一義的には校長が総括責任者となってその対応に当たるということになっております。避難してこられた方がいたときには先生方も協力して、対応するということになります。

【委員長】

家庭のほうもだんだん落ちついてきますので、地域に声かけとかというのはもうされないんでしょうか。そういった状況の中で、学校とか教育委員会の方だけが大変だったと思うので、その地域の方、自治会などへは、ご連絡はされないんでしょうか。

【学校教育部長】

今申し上げたのは、教育委員会としての対応ということで、当然、市にはもっと大きな視点でこの災害に対する対策を練って指示をいただいているところがございます。もちろん何かのときには市の職員が避難所を開設するというようなマニュアルも組織的にできておりますし、訓練もやっております。ただ今回、余りにも大きな地震であったということや帰宅難民が予想以上に来たということ、船橋市南部の被害もひどく、交通渋滞が発生したということで、マニュアルどおりなかなか行動できない部分もございました。そこをみんなで協力し合って知恵を出し合うことで埋め

て、避難者へ対応していったと理解しております。

【委員長】

ありがとうございました。また今後ともよろしくお伝えください。

あと1点、すみません、地域MCA無線というのは教育委員会の中にあるんですか。

【管理部長】

防災課のほうで整備しています。これは今まで市域内の無線範囲だったんですが、昨年、財団法人移動無線センターのほうの回線を利用しまして、広域の無線を整備したところです。各関係部課、市長部局はもちろん、教育委員会、教育機関、小・中学校、保育施設、警察、消防、自衛隊、県等も全部網羅した無線網であり、双方向で通信可能なシステムとなっております。

【委員長】

それでは、次の報告事項（13）その他で何か報告したいことがありましたら、ここでご報告願います。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど非公開と決しました議案の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

（傍聴人退席）

【委員長】

それでは、議案第13号について、学務課、説明願います。

議案第13号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第14号について、文化課、説明願います。

議案第14号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

本日予定していました議案等の審議を終了いたしました。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。